

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

香川県人事委員会委員長 柳 瀬 治 夫

香川県人事委員会規則第16号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（平成12年香川県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(航空機搭乗業務手当)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>2 条例第7条第3項の人事委員会の定める業務は、同項第2号に掲げる業務で人事委員会が認めるものとする。</u></p>	<p>(航空機搭乗業務手当)</p> <p>第4条 略</p>
<p>(社会福祉業務手当)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2 条例第10条第2項第3号アの人事委員会規則で定める業務は、子ども女性相談センター又は西部子ども相談センターに勤務する職員が児童の福祉に関し面接して行う判定、指導、相談、調査又は一時保護の業務（前項に規定する職員が行う児童の一時保護の業務を除く。）とする。</u></p>	<p>(社会福祉業務手当)</p> <p>第6条 略</p>
<p>(特殊現場作業手当)</p> <p>第8条 条例第22条第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは、<u>県の管理する道路及びその周辺、県の管理する河川、県の管理する堤防、突堤、護岸、胸壁その他海水の侵入又は侵食を防止するための施設並びにため池</u>とする。</p>	<p>(特殊現場作業手当)</p> <p>第8条 条例第22条第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは、<u>次のとおり</u>とする。</p>
<p><u>2 条例第22条第1項第3号の人事委員会規則で定める業務は、罹災証明書の交付に必要な調査その他の派遣先の地方公共団体を支援するために応急的に行う業務とする。</u></p> <p><u>3 条例第22条第1項第4号の人事委員会規則で定める業務は、墜落の危険</u></p>	<p><u>(1) 県の管理する道路及びその周辺、県の管理する河川、県の管理する堤防、突堤、護岸、胸壁その他海水の侵入又は侵食を防止するための施設並びにため池</u></p> <p><u>(2) 県の区域外で人事委員会が認めるもの</u></p> <p><u>2 条例第22条第1項第3号の人事委員会規則で定める業務は、墜落の危険</u></p>

性が著しく高い作業、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による昇降機の検査及び消防学校において教育訓練として行う降下訓練等とする。

4 条例第22条第1項第5号の人事委員会規則で定める事業場は、橋脚の基礎工事その他港湾、河川等におけるこれに類する工事の事業場とする。

5 条例第22条第1項第6号の人事委員会規則で定める作業は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

6 条例第22条第1項第8号の人事委員会規則で定めるものは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項から第9項までに規定する感染症とする。

7 条例第22条第1項第9号及び第10号の人事委員会規則で定める伝染性疾病は、人畜共通の伝染性疾病及び豚熱とする。

8 条例第22条第2項第9号の人事委員会規則で定める業務は、前項に規定する伝染性疾病のまん延を防止するために患畜等をと殺する業務とする。

性が著しく高い作業、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による昇降機の検査及び消防学校において教育訓練として行う降下訓練等とする。

3 条例第22条第1項第4号の人事委員会規則で定める事業場は、橋脚の基礎工事その他港湾、河川等におけるこれに類する工事の事業場とする。

4 条例第22条第1項第5号の人事委員会規則で定める作業は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

5 条例第22条第1項第7号の人事委員会規則で定めるものは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項から第9項までに規定する感染症とする。

6 条例第22条第1項第8号の人事委員会規則で定める伝染性疾病は、人畜共通の伝染性疾病及び豚熱とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。